

通所介護・介護予防通所介護相当サービス
利用契約書
重要事項説明書

令和 年 月 日

様

- ◇通所介護・介護予防通所介護相当サービス利用契約書
- ◇重要事項説明書
- ◇契約書・利用同意書

株式会社 カンナケア

リハビリ専科 カンナケア

いわき市小名浜住吉字飯塚 43 番地の 8

TEL：0246-38-8196

FAX：0246-38-8197

Email：rihasennka-kannna@outlook.jp

通所介護・介護予防通所介護相当サービス契約書

様（以下、「利用者」という。）とリハビリ専科カンナケア（以下、「事業者」という。）は、事業者が利用者に対して提供する通所介護・介護予防通所介護相当サービスを利用することについて、次の通り通所介護・介護予防通所介護相当サービス利用契約（以下、「契約」という。）を締結します。

第1条（契約の目的）

事業者は、要介護状態と認定された利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限りその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、通所介護・介護予防通所介護相当サービスを提供し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本契約の目的とします。

第2条（適用期間）

- 1 本契約は、利用者が通所介護・介護予防通所介護相当サービス利用同意書を提出したときから効力を有します。
- 2 利用者は、前項に定める事項の他、本契約、別紙 1 重要事項説明書の改定が行われない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設を利用することができるものとします。

第3条（通所介護・介護予防通所介護相当サービス計画）

事業者は、利用者の日常生活の希望を踏まえて「居宅サービス計画」に沿った、「通所介護・介護予防通所介護相当サービス計画」を作成します。事業者はこの「通所介護・介護予防通所介護相当サービス計画」の内容を利用者及びその家族に説明します。

第4条（通所介護・介護予防通所介護相当サービスの提供場所、内容）

- 1 通所介護・介護予防通所介護相当サービスの提供場所はリハビリ専科カンナケアです。所在地及び施設の概要は【別紙 1】の通りです。
- 2 事業者は第 3 条に定められた通所介護・介護予防通所介護相当サービス計画に沿って通所介護・介護予防通所介護相当サービスを提供します。事業者は通所介護・介護予防通所介護相当サービスの提供にあたり、その内容を利用者に説明します。

第5条（利用者からの解除）

利用者は、事業者に対し利用中止の意思表示をすることにより、利用者の居宅サービス計画にかかわらず、本契約に基づく通所介護・介護予防通所介護相当サービスの利用を解除・終了することができます。尚、この場合利用者は、解除の 1 週間前までに当施設及び利用者の居宅サービス計画作成者に連絡するものとします。

第6条（当施設者からの解除）

事業者は、利用者に対し、次に掲げる場合には、本契約に基づく通所介護・介護予防通所介護相当サービスの利用を解除・終了することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立と認定された場合。
- ② 利用者の居宅サービス計画で定められた利用時間数を超える場合。
- ③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な通所介護・介護予防通所介護相当サービスの提供を超えると判断された場合。
- ④ 利用者が、当施設、当施設の職員又は他の利用者に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合。
- ⑤ 利用者が第5条の義務を怠った場合。
- ⑥ 利用者が死亡した場合。

第7条（利用料金）

利用者は、事業者に対し本契約の基づく通所介護・介護予防通所介護相当サービスの対価として、別紙1の利用単位ごとの料金を基に計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。

第8条（キャンセル時の対応）

- 1 利用者は、事業者に対して、サービス提供日の前日 17：00 までにキャンセルを申し出た場合、料金を負担することなくサービス利用をキャンセルすることができます。
- 2 利用者がサービス提供日の当日にキャンセルを申し出た場合、事業者は利用者に対して、昼食代 650 円を請求します。（ただし急病の場合はこの限りではない。）

第9条（記録）

- 1 事業者は、利用者の通所介護・介護予防通所介護相当サービス（デイサービス）の提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間は保管します。
- 2 事業者は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合は、原則としてこれに応じます。

第10条（秘密保持）

事業者とその職員は、業務上知り得た利用者又はその家族等に関する秘密保持を守り、退職後も、正当な理由なく第三者に漏らしません。尚、あらかじめ文書により利用者の同意を得た場合に、前項の規定にかかわらず一定の条件の下で個人情報を利用できるものとします。

第11条（緊急時の対応）

- 1 事業者は、利用者に対し協力医療機関の医師の医学的判断により受診が必要と認める場合、協力医療機関での診療を依頼することがあります。
- 2 通所介護・介護予防通所介護相当サービス利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、事業者は利用者が指定する者に対し、緊急に連絡します。

第 12 条（要望又は苦情等の申出）

利用者は、事業者の提供する通所介護・介護予防通所介護相当サービスに対しての要望又は苦情等について、担当生活相談員や「【別紙 1-12】ご相談・苦情の受付」に基づき申し出ることができます。

第 13 条（損害時の対応）

通所介護・介護予防通所介護相当サービスの提供に伴って利用者あるいは当施設が損害を被った場合、利用者（家族）と事業者が誠意をもって協議して定めることとします。

第 14 条（身体拘束・高齢者虐待）

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、身体拘束等の適正化及び、高齢者虐待防止を促進するため社内に委員会を設置し、従事者への研修を3か月に1回行い、周知徹底を図ります。ご利用様の安全性を確保する為、やむを得ず身体拘束に当たるサービスを行う場合は慎重に検討しご本人様・ご家族様へ十分な説明を行い、必ず同意を頂くようにします。

サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

第 15 条（ハラスメント）

事業者は介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるよう、ハラスメントの防止に向け取り組みます。ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

第 16 条（業務継続計画 B C P）

感染症や非常災害の発生自において、利用者に対する介護サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

第 17 条（衛生管理）

利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとします。感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

第 18 条（利用条約に定めのない事項）

この条約に定められない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者と事業所が誠意を持って協議して定めることとします。